

プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応

項目 第 66 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 66 回税効果会計専門委員会（2020 年 12 月 1 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

グループ通算制度に関する会計基準の開発に係る基本的な方針**（用語の定義及び言い回しに関する意見）**

2. グループ通算制度を適用する企業グループ内の会社全体を 1 つの納税主体として取扱うとされているが、納税主体そのものではなく、それ全体を 1 つの納税主体に準ずるものとして整理するという方が適切ではないか。
3. 法人税等会計基準など、申告手続が会計基準を決定する上でのベースになっていると考えられ、申告手続の問題にすぎないと言い切って良いかは整理して頂きたい。
4. 単一主体概念と個別主体概念という用語を使用して説明しているが、グループ通算制度では、全体をまとめてではなく個々に納税されている点では異なり、今のような説明が適切なのかを理解するのが難しい。このような用語を使わなくても、説明ができるのではないか。
5. あえて概念という用語を使うのであれば、グループ通算制度においては、「単一主体概念を基礎としつつ、個別主体概念を重視」という説明の単一主体概念と個別主体概念の順序が逆だと思われる。概念という用語が分かりづらく、平易な用語で整理して頂きたい。

（事務局の提案に関する意見）

6. 連結納税制度を実質的に踏襲するという方向性について異論はない。
7. グループ通算制度を適用する企業グループ内の会社全体を 1 つの納税主体に準ずるものとみなしても、納税主体ごとに税効果会計を適用するという税効果会計で想定している会計処理の趣旨を大きく逸脱するものではないという整理だと理解した。
8. 連結納税制度を実質的に踏襲することの根拠は、グループ通算制度がグループの一体性に着目したものであることと理解したが、グループ法人税制をはじめ、税務の中には一体として取扱うという制度が数多くある。このような中で、グループ通算

制度のみ会計上も一体として取扱うことの線引きをどこかでする必要があるのではないか。

グループ通算制度における繰延税金資産の回収可能性の判断

(設例に関する意見)

9. 審議事項(6)-3 参考の設例は理解しやすい。今後、実務対応報告文案の設例の1つとして使うとよいのではないか。
10. グループ通算制度を現行の連結納税制度と比較する意味で、実務対応報告第7号の設例も合わせて掲載されているが、設例上で使用している数字では、結局両者に差が生じてないということがわかりにくい。

(連結財務諸表における回収不能部分の修正に関する意見)

11. 連結財務諸表における繰延税金資産について回収可能性の判断を行った場合、その後子会社株式を売却する場合など、連結上の投資簿価を算定する必要があり、今回のケースのような取崩しを、どの会社に負担させるのかという点は論点になるのではないか。
12. 連結財務諸表において回収不能部分の修正を入れる必要があるのかどうかという点について、グループ通算制度において納税を行う上で、全体としてみた場合にその修正部分の課税関係に影響が生じているということになるのか。
13. 実務的には、企業の分類の判定が連結全体と各社でずれることによる影響が大きく、今回のような企業の分類を前提としない場合を前面に出すとミスリードを引き起こすのではないかという懸念がある。分析の経過としては有用だが、回収可能性計算の一部分でしかなく、企業の分類も含めて検討頂きたい。

以 上